

## 新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程（昭和46年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--------|
| 第2条（略）<br><br><u>（特地勤務手当と地域手当との調整）</u><br>第2条の2 特地公署に勤務する職員には、一般職員給与条例第17条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。 | 第2条（略） |

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。